

副島種臣「副島種臣意見書」

明治4（1871）年頃

柯大からふとの義に付て米利堅めりけんに御頼み

魯西亞あいなるべきえ御申入可相成筈あいなるべきの処、

結局魯西亞あいなるべきに対し不都合を

生し候に付、今般使節を以て

魯西亞と御直談の手順に

相成、抑そもそも 両国人民雜居定制なき時は

竟ついでに争擾そうじょうの種と相成べくに付、永遠

親睦を図る時は雜居を引分さる

を不得えず、既に雜居を引分る時は南

北ふた両つに分つべし。もし一孤島わか分つに

不足に付、天然の経界を以て

定むべしと云ふ時は、我に取か彼に取かに

決すべし。我に取時は彼に代りを出

さゝるを不得えず、代りとなるべき者は金

貨か又は格段親睦の条約

相立あいたてるかなるべし。是皆事出于不やむをえざ

るにいで いこのむにきす
得已、意帰于好なる哉。や 大段
御聖論奉伺御事